

6 住民監査請求に基づく監査

都民から、執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などの財務会計上の行為について監査の請求がなされたものについて監査します。

住民監査請求は、知事等執行機関や職員による違法・不当な公金の支出、財産の取得、管理等が認められるとして、住民から監査の請求がなされた場合、当該事項について行う監査です。



監査実施に先立ち、請求が地方自治法に定められている要件を備えているか、審査を行います。要件を備えていない場合、請求は却下となり、監査を実施しません。

平成23年は、19件の請求があり、住民監査請求の要件を満たしている1件について、監査を実施しました。

この1件については、違法性等は認められないとして、棄却しました。

● 平成23年に監査を実施したもの

	件名	監査結果
1	新宿区に所在する家屋に対する固定資産税等の賦課を違法に怠るとして必要な措置を求める件	理由なし（棄却）

住民監査請求の対象となる行為や請求できる期間などは、地方自治法で定められています。

【主な要件】

- 都の財務会計上の行為であるか
 - 期間内（正当な理由がない限り当該行為の日から1年以内）の請求か
 - 請求人が東京都内に住所を有しているか
- など

■ 住民監査請求の事務の流れ

